

令和6年

第4回志賀町議会定例会

会 議 録

志 賀 町 議 会

令和6年第4回志賀町議会定例会会議録

令和6年12月3日、第4回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員12名)

1番	小 林 克 嘉
2番	梢 正 美
3番	表 谷 茂 浩
4番	中 谷 松 助
5番	福 田 晃 悦
6番	南 正 紀
8番	堂 下 健 一
9番	越 後 敏 明
10番	富 澤 軒 康
11番	櫻 井 俊 一
12番	林 一 夫

(欠席議員1名)

7番	寺 井 強
----	-------

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	稲 岡 健太郎
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	間 嶋 正 剛
町参事兼総務課長	山 下 光 雄
富来支所長	吉 村 満
企画財政課長	村 井 直
デジタル情報課長	三 野 善 明
税 務 課 長	中 田 龍 一
住 民 課 長	横 田 義 浩
子育て支援課長	東 山 和 憲
健康福祉課長	宮 下 隆

環境安全課長	上 滝 達 哉
商工観光課長	福 田 秀 勝
農林水産課長	前 田 稔
まち整備課長	山 内 勉
富来病院事務長	笠 原 雅 徳
会計管理者(会計課長)	平 野 雅 巳
学校教育課長	藤 井 専
生涯学習課長	大 島 信 雄

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	向 井 徹
議会事務局参事	飯 田 一 也
議会事務局次長	坂 上 大 輔

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 町長提出 報告第5号及び承認第33号ないし第35号並びに議案第64号ないし第76号(提案理由説明)

(開 会 ・ 開 議)

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和6年第4回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

福田晃悦議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、7番 寺井強君、8番 堂下健一君を指名します。

日程第 2 会期の決定

福田晃悦議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間と決定しました。

日程第 3 諸般の報告

福田晃悦議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終ります。

日程第 4 町長提出 報告第 5 号及び承認第33号ないし第35号並びに議案第64号ないし第76号 (提案理由説明)

福田晃悦議長 次に、本日町長から提出のありました報告第 5 号及び承認第33号ないし第35号並びに議案第64号ないし第76号を、一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

令和 6 年第 4 回志賀町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、先月の26日、石川県西方沖を震源とするマグニチュード 6. 6 の地震が発生、志賀町では震度 5 弱を観測しました。即座に職員が参集し、災害対策本部を立ち上げ、被害状況等の把握に努めましたが、主だった被害は確認されておられません。

この地震は、令和 6 年能登半島地震の一連の活動とされておりますが、元日以降、断続的に地震が続き、6 月 3 日には、最大震度 5 強を観測する地震も発生しております。今回発生した西方沖の震源地を含む能登北部では、約 4 年間、

地震活動が続いており、当面の間、この活動は継続すると考えられ、引き続き、強い揺れや津波を伴う地震が発生する可能性があると言われております。

また、9月21日には、台風から変わった温帯低気圧の影響により秋雨前線が活発化、奥能登地方に線状降水帯が発生し、輪島市や珠洲市では観測史上最大となる記録的な大雨に見舞われ、能登半島地震からの復旧に取り組んでいた被災地は、再び甚大な被害を受けることになりました。

このように、今年は大きな災害が頻発した年でありましたが、自然災害の発生は、私たちの力では、防ぐことはできません。

町としては、いつ、どのような災害が起こっても、迅速に対応できるよう、防災体制を改めて確認し、事前の情報収集、詳細な情報伝達に努めるなど、万全の体制で取り組んでいきます。町民の皆様におかれましても、発表される地震情報、防災気象情報などに十分注意され、防災に対する準備も怠ることなく、最善の行動に心がけるようお願いいたします。

そして、町では近年、激甚化・頻発化している災害に、迅速かつ円滑に対応していくため、職員一人ひとりが持つ危機管理能力のさらなる強化が重要であると考えております。

そのためにも、来年度から、町職員を国や関係機関が開催する防災研修に積極的に受講させたいと考えております。災害時の初動体制から復旧・復興に至るまでの必要な知識やノウハウを学ぶことで防災スキルの向上に努め、危機的な事態に迅速・的確に対応できる人材や、国や地方のネットワークを形成できる人材の育成を目指し、防災力の向上に努めていきます。

さて、今年元日の能登半島地震から、もうすぐ1年が経過しようとしています。昨年12月末、私が町長に就任して1週間余りでの発生ということでありましたが、今、振り返ると常に地震対応と共にあった1年でありました。

今回の地震のような大規模災害が発生すると、被害の状況把握や避難所の開設をはじめ、物資の管理や断水・停電への対応など、迅速な対処が求められる業務は非常に多く、町の職員だけでは、到底、対応しきれるものではありません。

この局面に対応するため、国の制度に基づき、全国の自治体から多くの職員が派遣され、避難所の運営やインフラの応急復旧、物資の管理をはじめ、罹災

証明書の発行や各種震災支援制度の受付など、復旧・復興の進捗に合わせて、多くの人的支援をいただきました。

この応急的な職員派遣は、6月16日をもって終了しましたが、最終的に延べ1万6,800人余りの方に応援いただいております、長期間にわたり、職員派遣にご協力いただいた自治体の皆様には、心から感謝を申し上げます。

また4月からは、道路や上下水道、農地などにかかる多くの災害復旧事業や、膨大な数の公費解体に取り組むため、国の中長期派遣制度を利用して、全国の自治体から、専門的な知識を持った職員が派遣されています。さらに、農地・農業用施設の災害復旧事業及び公費解体事業の進捗を図るため、全国の土地改良事業団体連合会や民間コンサル会社からもスタッフが派遣されており、本町の職員と共に、被災したインフラの本復旧と被災者の生活再建に取り組んでおります。

このように、全国からの支援もあり、少しずつ復旧・復興の足掛かりが明確になっていく中で、仮設住宅の建設も完了し、10月18日には、すべての避難所を閉鎖することができました。

そして、能登半島地震からの復興の道筋を示すため、本年7月に策定した町の復興計画に掲げる各種プロジェクトを具体的な形にしていかなければなりません。

来年は巳年であります。巳年は蛇が脱皮するイメージから「復活と再生」の意味があると言われております。まさに、地震からの復興と町の再生を目指す「かえる、志賀町」に相応しい年にしていきたいと考えております。

正常な暮らしと生業を取り戻し、災害に強い新しい町を創っていくため、全力で取り組んでいきますので、今後も町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

また、これまでの間、様々な災害対応を行ってきましたが、発災から1年近く経過したなかで、本町にとって未曾有の災害であった今回の震災を改めて検証していく必要があると考えております。

避難所の運営や物資の管理、受援体制の構築、罹災証明の発行、各種支援金の交付などの実施体制を改めて検証し、現在の防災計画と発災時からの現状を

比較することで、大きく乖離した点や困難であった点などの洗い出しを進めるとともに、実際の災害対応を経験したことによる課題や改善の方向性などを整理して、防災計画に反映し、また今回の経験を後世に伝えていく記録としても広く活用していきます。

それでは、町政の近況について、ご説明いたします。

まず、タウンミーティングについてであります。

これまでも申してきましたが、町の復興計画は、これで確定したわけではありません。復興の進捗状況や本町を取りまく環境の変化等を踏まえて、柔軟に対応していく考えであり、適宜見直しを行い、具体的な事業については、町が毎年策定する事業計画や予算編成に盛り込んでいくこととしております。

この考えのもと、まずは地区の代表者である区長の皆様から、復興計画に対する地域の意見や提言、質疑などを聴くため、9月17日と20日は富来地域を、24日と25日は志賀地域を対象に、それぞれ区長ミーティングを開催しました。

各地区からは、被災した道路などの復旧見込みや災害公営住宅の整備方針、避難所の在り方をはじめ、避難道路の確保や地区コミュニティ施設の復旧などについて、地域の実情を踏まえた意見や要望が寄せられました。

また、10月6日と12日には、一般の方を対象にオープンミーティングを開催しました。

「人が帰る 元に戻る 町を変える ～次世代と一緒に考える～」をテーマに、町内の小中学生、高校生、PTA役員、商工会青年部の方々にパネリストとして参加いただき、復興計画策定委員会の委員長である金沢大学の西野教授をコーディネーターとして、シンポジウム形式で意見交換を行いました。

パネリストからは、災害に強い町を目指すことや、普段から楽しめる防災施設や防災公園を整備すること、子ども達が健やかに育つ環境の整備や雇用の安定確保を望む意見などがありました。また、その後の意見交換では、さらなる大災害に備えることや本町の美しい自然を守ること、イベントなどを通じて交流人口を増やすことなどの提案や要望がありました。

町としては、この機会を通じて得た貴重な意見を、出来る限り、施策に反映するなど、具体的に検討していきたいと考えております。また、今後も様々な

意見を聞く場を設けて、復興計画のブラッシュアップを図っていきたいと考えております。

次に、子ども議会２０２４についてであります。

11月18日、志賀、富来、両中学校の３年生を対象として「子ども議会２０２４」を開催しました。

この「子ども議会」は、志賀町の将来を担う子ども達が、まちの未来を考え、魅力的なまちづくりに向けた意見や提案を行うもので、今回で２回目の開催となります。

当日の運営は、中学生議長の議事進行のもと、16名の中学生議員が順に登壇し、町に対して質問や意見を述べるという、通常の議会の一般質問に準じて行われました。また、議場の様子は、学校とオンラインで中継され、議場に入れない他の生徒もリアルタイムで視聴できるようにしました。

今回は、能登半島地震を踏まえ、「震災後の復興に向けたまちづくり」をテーマとしたことから、自らの地震体験、避難体験から感じた率直な課題や、町の復興計画への意見、提案など質問は多岐にわたりました。

具体的には、イベントや祭りを通じて地域の賑わいを創出することや、普段からの利用を考慮した避難拠点施設及び防災公園の整備をはじめ、避難施設や避難物資の充実、移住を促進するアイデアなど、よく考えられた内容で、とても素晴らしいものであり、自分たちの住む町の復興を心から願う気持ちが大きい伝わってきました。

なお、当日の様子は後日、しかチャンネルで放送することとしております。

子ども議会については、今後も継続して開催していくこととしておりますが、将来の志賀町を担う子どもたちから見た、町への率直な意見や提案などをまちづくりの参考として、今後の町政運営にも反映していきたいと考えております。

次に、令和６年能登半島地震復興支援補助金事業についてであります。

県では、令和６年能登半島地震により被害を受けた被災者の生活支援をはじめ、住まいや地域コミュニティの再建支援などに活用するため、６月に総額約540億円の復興基金を創設し、そのうち１次配分として、100億円を県事業に、300億円を市町事業に充当することとしました。

市町事業分については、熊本地震の例を参考に、市町の意見・要望を聞いた

うえて、9月に基金事業の基本メニューとして、27事業が決定され、その後、県から示された交付要綱に基づき、運用を開始したところであります。

基本メニューの中で関心が高いものとしては、これまで、区長の皆様から多くの問合せをいただいた、集落の集会所などの地域コミュニティ施設の建替え・修繕に活用できる「地域コミュニティ施設等再建支援事業」が盛り込まれています。

この事業は1施設あたり、建替えや修繕に要する補助対象経費の8分の6、上限1,200万円を補助するもので、例えば、修繕に係る補助対象経費が800万円の場合、その8分の6にあたる600万円が県の復興基金から補助され、集落の負担分は200万円となるものです。

これに加えて、町では、震災で疲弊した集落の負担をより軽減するため、補助対象経費の8分の1、上限250万円を上乗せし、県・町合わせて、最大1,450万円を補助することとしました。これにより、先ほどの例で申しますと、集落への補助金は、県の復興基金分が600万円、町の上乗せ補助が100万円、合わせて700万円となり、集落の負担分は100万円となります。

そのほか、地割れや陥没、擁壁転倒など、地震によって大きく変状した宅地の復旧を支援する被災宅地復旧支援事業や、被災前よりも地震に強い住宅に再建する住宅耐震化支援事業についても、別途、町補助金を増額し、被災者支援の強化を図ってまいります。

これら復興基金を活用した町の補助制度については、先月27日に開催した区長会研修会でも説明させていただいたところであり、今後も、町ホームページにも掲載するなど、広く町民の皆様に広報し、被災者支援に努めていきます。

次に、公費解体の状況についてであります。

公費解体については、11月末日現在、自費解体、緊急解体を合わせて、申請数が3,791棟、解体完了数は1,092棟となっており、申請に対する解体撤去の完了率は、28.8パーセントまで進んでおります。

解体作業チームの班体制も、8月中旬の50班体制から、現在は、目標としていた151班体制となっており、さらに公費解体が進むと考えておりますが、これから降雪期を迎えることで、作業スピードの鈍化も懸念されるところであります。

これを踏まえると、少しでも解体作業の効率化を図っていく必要がありますが、現在、公費解体を申請された方に、建物に立ち入ることが危険な場合を除き、出来る限り、片付けごみの搬出にご協力いただくよう、広報等を通じてお願いしております。

また、災害廃棄物の仮置場に効率良く、搬入し、搬出することが重要となるため、現在、仮置場として使用している富来野球場と旧志賀中グラウンドに加え、第3の仮置場として民有地を借上げ、搬入・搬出の迅速化を図ることとしております。

一日も早い復旧・復興を進めていくためには、県の実行計画に掲げる来年10月末までの解体完了を目指して、公費解体を迅速化していくことが重要と考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

次に、各種復興イベントなどについてであります。

被災した地域の賑わいを取り戻し、復興に向けた機運を高めるイベントが開催されております。

9月14日には、道の駅とぎ海街道及び増穂浦海岸において、富来商工会主催の復興祈念イベント「光の絆、増穂浦のきらめき」が開催されました。

復興の「灯(あかり)」をテーマに、LEDによる「イルミネーション」がベンチ一帯に飾られたほか、復興の願いを込めた色とりどりの「スカイランタン」が夜空に幻想的に舞い上がりました。

10月19日には、志賀町文化ホール周辺で志賀町商工会主催の「志賀町商工祭」が35年ぶりに復活しました。地元事業者による出店やステージイベントなど多彩な催しが行われたほか、子ども向けの職業体験コーナーも設けられ、町の未来を担う子ども達が様々な職業に触れ、興味を持ってもらう取り組みが、現在、地域の事業者が抱える人手不足や後継者不在といった問題の解決策につながることも期待したところであります。

また、これらのイベントの締めには、それぞれ花火が打ち上げられ、復興を願う皆の思いが夜空を彩り、明日への活力となったものと感じております。

そのほか、10月5日には、世界一長いベンチがリニューアルしたことを踏まえ、志賀町観光協会主催によるギネス世界記録に挑戦するイベントが開催されました。

「世界一長いベンチ」は、以前は木造ベンチの長さで世界一でしたが、他の地域に抜かれ、現在は愛称として定着しており、今回のイベントは、このベンチを活用して、再度ギネス記録に挑戦しようと企画されたもので、太鼓の町である志賀町らしく、「リレー形式で和太鼓を叩いた最多人数」でギネス世界一の認定を目指しました。

当日は、ベンチに多くの参加者が集い、順に志賀の太鼓のリズムを叩き、次の方へリレーを続けた結果、269人が成功し、見事、ギネス世界記録に認定されました。なお、ギネス認定証は、本庁舎、道の駅とぎ海街道、リゾートエリア、いこいの村能登半島の4箇所に展示されておりますので、是非、ご覧いただければと思います。

また本町では、町の魅力向上や地域産業の発展を図るため、町を代表する産品を優良特産品として推奨し、幅広い周知に努めています。

先日開催された加賀温泉の北前船寄港地フォーラムや、東京お台場のツーリズムE X P O ジャパンなど、県内外の様々なイベントに出店し、好評をいただきました。また、来週の13日から15日には、今年3月に移転オープンした、県のアンテナショップ「東京八重洲いしかわテラス」において、ころ柿を中心に出店を予定しております。

町として、今後も復興イベントの開催に係る関係団体への支援はもとより、町の魅力を広く情報発信することで、震災がもたらした風評被害の払拭と、賑わいの創出に繋げていきたいと考えております。

次に、町内企業の状況などについてであります。

報道にもありましたが、今回の地震によって、石川サンケン株式会社志賀工場は大きな被害を受けており、震災影響評価の結果、恒久的に使用することは困難であるとの結論に至ったため、令和8年4月をもって、閉鎖することになりました。

今後は、志賀工場で行っていた生産を、石川サンケン株式会社の他の工場や国内外の生産拠点へ移管することとなります。

町としても、多くの従業員を抱える志賀工場の閉鎖は、深刻な問題として捉えており、雇用の確保や地域産業の維持、人口流出を防ぐため、可能な限りの支援策を講じていく予定であります。

このような中、震災からの復興に向けて、動き出す企業もあります。

シグマ光機株式会社では、この地震の影響で増設した工場の操業開始を延期していましたが、生産設備の設置完了に伴い、本年10月24日に操業を開始しました。また、地震の影響で竣工が遅れていた株式会社菅原につきましても、来年1月に竣工し、操業する予定であります。

さらに、上田鍍金株式会社では、震災前の増設計画が地震で一旦は白紙となりましたが、計画を見直し、来年4月には操業を開始する予定になったということであります。

今後も引き続き、町内事業者の動向を把握しながら、県・商工会などとも連携して復興を支援し、地域経済の活性化や雇用の創出につなげていきたいと考えております。

次に、除雪対策についてであります。

これから降雪期を迎えますが、気象庁の長期予報では、ラニーニャ現象が強まることで、今年は大雪となりやすく、日本海側の降雪量は「平年並みか多い」とされています。

このような中、町では、冬場の降雪対策に万全を期すため、除雪会議を開催するなど、様々な準備を進めております。

気象情報や交通事情などを的確に把握しながら、県や消防をはじめとする関係機関と緊密に連携し、通勤や通学路の確保はもちろんのこと、高齢者世帯などの日常生活に支障が出ないように、迅速な対応に努めていきたいと考えております。

しかしながら、地震の影響を受けた道路の路面復旧が十分に進んでいない状況もあるため、例年のような除雪は難しく、困難を極めるのではないかと考えており、場所によっては、町民の皆さまにご不便をかけることがあることもご理解をお願いします。

また、降雪の状況によっては、行政だけで全ての地域をカバーし、十分な除雪を行うことはできません。これまでもお願いしてきましたが、地域コミュニティの住民同士が協力して除雪作業を行うことも、地域の生活環境を守るうえで、大変重要な活動であると考えておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

また、冬期間は水道管の凍結についても注意が必要です。町としても広報誌や町ホームページ等により対策を含め、注意喚起を行っていきませんが、特に地震により損壊した家屋等では壁などが崩れ落ち、配管が外気にさらされている場合もあります。再度、ご家庭の配管の現状を確認いただき、水道管を断熱材で覆うなど、凍結対策にご協力をお願いします。

そのほか町では、建物の解体中や解体後には、水道メーター器をむき出しにしないなど、凍結対策を徹底するよう解体業者へ指示するとともに、現場へのパトロールの強化に努めていきます。

次に、原子力防災訓練についてであります。

先月24日、石川県原子力防災訓練が実施されました。

今回の訓練では、震度7を観測した想定で、実際に能登半島地震で発生した事象も考慮しながら実施されました。

今回の新たな取り組みとしては、富来地域住民の避難先である能登町が地震被害により受入困難となったため、白山市への避難を想定し、受入先、避難ルートの変更を指示する訓練や、ドローンを用いたモニタリング調査訓練、放射線防護施設が被災したことを想定した原子力防災用エアテントの設置訓練などを実施しました。

原子力防災訓練は、地域防災計画に基づき、国、県、関係市町、関係機関が連携して防災体制の確立と防災技術の向上などを図ることを目的として行うものであります。

今回は、地震後の住民の方々の状況などを考慮して、やむを得ず住民が参加しない形となりましたが、目的が変わるものではなく、原子力緊急事態を想定し、毎年実践的な訓練を積み重ね、定着させていくことが、町民の安全安心に繋がっていくものと考えております。

さらに、このような訓練を通じた防災体制の実効性をより高めていくためにも、引き続き、国や県に対し、原子力災害時等の避難に必要不可欠である広域的な避難道路や橋梁の強靱化、避難計画に関する指針の見直しなどを強く要請していきます。

次に、志賀原子力発電所についてであります。

新規制基準に係る審査会合では、昨年12月の時点では「敷地周辺断層」及び

「基準地震動」の審査が進められていたものの、能登半島地震の発生により、活断層や地震動の評価に今回の地震の知見を反映するよう指摘があったということでもあります。

これを受け、北陸電力では、能登半島地震後の状況を確認した結果、これまでの評価に影響がないことを審査会合において説明し、概ね理解が得られたとの報告がありました。

また、10月18日に行われた審査会合においては、火山の影響についての審査を初めて実施したとのことであり、今後は「敷地周辺断層」、「基準地震動」、「火山」の審査について、並行して審査されるとのことでもあります。

さらに、北陸電力では、能登半島北部の海域活断層が連動する長さをこれまでの約96キロから1.8倍の約178キロに見直し、国が評価している約150キロよりもさらに長く、近接する断層も加えて、より安全側に評価していくとしております。

この見直しに伴う、津波想定への影響など、評価の詳細は、今後の審査で説明することとしておりますが、北陸電力には、今まで以上に丁寧な説明に努め、しっかりと対応するよう求めています。

それでは、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、その大要をご説明申し上げます。

案件は、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定による専決処分の報告が1件、一般会計及び町立富来病院事業会計の補正予算に係る専決処分の承認が3件、一般会計や各会計の補正予算をはじめ、条例の制定及び改正、指定管理者の指定に係る議案が13件の、合わせて計17件であります。

報告第5号 専決処分の報告については、和解の相手方の従業員が運転するトレーラーが富来高田地内を走行中、道路が陥没、左側後輪が落下しタイヤ等を損傷した事故について、10月21日に和解が成立し、その損害を賠償したので、議会に報告するものであります。

承認第33号 令和6年度志賀町一般会計補正予算（第5号）については、衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の実施に伴う所要額を補正し、専決処分したものであります。

承認第34号 令和6年度志賀町一般会計補正予算（第6号）については、富

来放課後児童クラブ災害復旧費（令和6年能登半島地震分）に係る債務負担行為の期間及び限度額を変更し、専決処分したものであります。

承認第35号 令和6年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第2号）については、収益的収支予算に計上した病院建物の災害復旧工事費を、繰越が可能な資本的収支予算へ組み替えるため、所要額を補正し、専決処分したものであります。

議案第64号 令和6年度志賀町一般会計補正予算（第7号）については、歳入では、調定見込による町民税、固定資産税のほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や農地農業用施設の災害復旧に係る県補助金、地方債を主として増額し、歳出では、人事院勧告に基づく職員人件費のほか、能登半島地震被災世帯緊急支援給付金、地域コミュニティ施設等再建支援など県の復興基金を活用した事業費、JA志賀が実施する共同利用施設の災害復旧費に対する補助金の増額を主として、所要額を補正するものであります。

議案第65号 令和6年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、令和6年能登半島地震による医療費の自己負担免除措置等に伴い、歳入では、県支出金の増額を主とし、歳出では、保険給付費の増額を主として、所要額を補正するものであります。

議案第66号 令和6年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入では、事業費の増額に伴う、国県支出金、支払基金及び一般会計繰入金を増額し、歳出では、能登半島地震の影響による介護サービス利用者の増加等による給付費の増額や被災された方に対する特例給付償還金の計上、人事院勧告による人件費の増額を主として、所要額を補正するものであります。

議案第67号 令和6年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入では、定期接種に位置づけられた新型コロナワクチン接種に係る予防接種収入を増額し、歳出では、事業費の医薬材料費等の増額を主として、所要額を補正するものであります。

議案第68号 令和6年度志賀町水道事業会計補正予算（第4号）については、収益的収入では、児童手当の法改正に伴う一般会計繰入金を増額し、収益的支出では、人事院勧告及び児童手当の法改正に伴う職員給与費及び災害復旧に係る応援事業体の追加費用に係る負担金を増額するものであります。

資本的支出では、人事院勧告及び児童手当の法改正に伴う職員給与費を増額するものであります。

議案第69号 令和6年度志賀町下水道事業会計補正予算（第4号）については、収益的支出では、人事院勧告に伴う職員給与費を増額するものであります。

資本的支出では、人事院勧告及び児童手当の法改正に伴う職員給与費及び災害派遣職員人件費等に要する経費に係る旅費を増額するものであります。

議案第70号 志賀町令和6年能登半島地震復興基金条例については、県から交付される令和6年能登半島地震復興基金交付金のうち、被災の実情に応じて枠配分され、市町が独自に使用することができる交付金について、大きな被害を受けた町民の暮らしとコミュニティ、なりわいの再建をはじめとする町の復興・復興に要する経費に充てるため、町の復興基金を設置するにあたり、新たに条例を制定するものであります。

議案第71号 志賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については、健康保険証の廃止に伴い、被保険者の確認に個人番号利用による特定個人情報を使用するため、所要の改正を行うものであります。

議案第72号 志賀町地域振興拠点施設の指定管理者の指定については、引き続き、シオンマネジメント株式会社を指定管理者として指定するものであります。

議案第73号 能登リゾートエリア増穂浦の指定管理者の指定については、引き続き、一般社団法人志賀町観光協会を指定管理者として指定するものであります。

議案第74号 志賀町農産物直売所の指定管理者の指定については、引き続き、志賀農業協同組合を指定管理者として指定するものであります。

議案第75号 志賀町体育施設及び志賀町富来B&G海洋センターの指定管理者の指定については、引き続き、ミズノスポーツサービス株式会社を指定管理者として指定するものであります。

議案第76号 志賀町志賀の郷運動公園施設の指定管理者の指定については、引き続き、株式会社いこいの村能登半島を指定管理者として指定するものであります。

以上、提出案件の概要説明とさせていただきますが、詳細については、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(休 会)

福田晃悦議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明４日から９日までの６日間は、休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、明４日から９日までの６日間は、休会することに決しました。

次回は、12月10日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時39分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第28号

例月出納検査の結果について

(令和6年9月24日実施)

(令和6年10月24日実施)

(令和6年11月25日実施)

2 議長報告第29号

議員派遣結果報告書

3 議長報告第30号

入札結果調書について

(令和6年9月12日 7件)

(令和6年9月26日 5件)

(令和6年10月10日 6件)

(令和6年10月16日 6件)

(令和6年10月31日 7件)

(令和6年11月21日 4件)

(令和6年11月27日 3件)